

仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターの 統合に向けた基本合意書

令和5年12月22日

日 本 赤 十 字 社

宮 城 県

宮 城 県 立 病 院 機 構

仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターの統合に向けた基本合意書

日本赤十字社（以下「甲」という。）と宮城県（以下「乙」という。）及び地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「丙」という。）は、甲が設置している仙台赤十字病院及び丙が設置している宮城県立がんセンター（以下「両病院」という。）の統合について、次のとおり合意する（以下「本合意書」という。）。

（目的）

第1条 本合意書は、甲及び乙が令和5年2月20日に取り交わした仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターの統合に向けた協議確認書（以下「確認書」という。）を踏まえ、甲、乙及び丙が両病院の統合を行うために必要な基本的事項について定めることを目的とする。

（運営形態等）

第2条 両病院の統合による新病院（以下「新病院」という。）の設置及び運営は、甲が行うこととする。

（医療機能）

第3条 新病院は、乙の政策医療上の課題解決を実現するため、確認書で取り交わした内容を基に、次の医療機能の確保に努める。乙は、政策医療上の課題解決に向け、周辺の自治体や関係機関等と連携し、その実現に向けた体制整備に努める。

（1）救急医療

想定する診療圏は仙台市内隣接エリアを含む仙台医療圏南部とし、断らない二次救急により同地域における救急医療提供体制の強化に貢献する。

（2）周産期医療

仙台赤十字病院に設置されている総合周産期母子医療センターの機能を引き継ぎ、宮城県の周産期医療に貢献する。

（3）がん医療

がん診療連携拠点病院として、宮城県立がんセンターが担っている機能について東北大学と補完・連携を進め、他のがん診療連携拠点病院とともに県内のがん政策において必要な機能を維持する。

（4）災害医療

災害拠点病院として貢献する。

（5）新興感染症対応

新興感染症の感染拡大時における地域の感染症対応に貢献する。

（診療科）

第4条 新病院の診療科は、現在の両病院が有する診療科を基本とし、詳細は前条に掲げた医療機能を踏まえ、甲、乙及び丙が協議の上、甲が作成する基本計画で決定する。

（病床規模）

第5条 新病院の病床規模は、400床程度とする。

(整備場所及び整備費)

第6条 新病院を整備する場所は、名取市から乙に提案のあった同市植松入生とし、整備費は次条に定める財政支援を前提として甲が負担する。

(財政支援)

第7条 整備費の一部等については、乙が甲に対して財政支援を行う。

2 前項の具体的な支援方法については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(開院時期)

第8条 新病院の開院時期は、令和10年度中を目途とし、具体的な時期は、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

(患者への配慮)

第9条 甲、乙及び丙は、統合に当たり、両病院の患者等に最大限配慮する。

(職員の処遇)

第10条 両病院に勤務する職員の処遇については、第3条に規定する医療機能に関する今後の詳細な協議を踏まえ、両病院が雇用する職員の意向に配慮した上で、甲、乙及び丙が協議し決定する。

2 乙及び丙は、丙の職員について、職員の意向に十分配慮の上、両病院の統合における新病院での採用状況を踏まえつつ、職員の雇用の確保等、処遇について必要な措置を講じるよう最大限努めるものとする。

(地域住民への説明)

第11条 両病院の統合に関する地域住民への説明については、甲、乙及び丙が別途合意する内容及び方法により、協力して行う。

(合意内容の変更)

第12条 本合意書は、甲、乙及び丙が協議の上、変更を行うことができるものとする。

(その他)

第13条 本合意書に定めのない事項又は疑義等があるときは、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

本合意を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和5年12月22日

甲 日本赤十字社 社長

清家篤

乙 宮城県知事

村井嘉浩

丙 地方独立行政法人宮城県立病院機構 理事長

張替香郎